

鳥取県選挙管理委員会告示第95号

南部町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年11月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

施設の名称	所在地
南部町立東西町コミュニティセンター	西伯郡南部町境 1569
南部町立ふるさと交流センター	西伯郡南部町福成 1452-1
上長田会館	西伯郡南部町上中谷 2397-5
青年の家	西伯郡南部町中 223
南部町農業者トレーニングセンター	西伯郡南部町天萬 526
法勝寺集落活性化施設	西伯郡南部町法勝寺 375-2